

法令適用事前確認手続（照会書）

平成 20 年 1 月 15 日

自動車交通局旅客課長 殿

照会者氏名：酒見法律事務所

弁護士 辻 祥 子

所在地：京都市中京区河原町通竹屋町西入北側

下記について照会致します。

なお、照会者名ならびに照会及び回答内容は公表されることに同意します。

記

1 法令及び条項

道路運送法 4 条 1 項

2 将来自らが行おうとする行為にかかる個別具体的な事実

ある旅行者（旅行業法第 3 条の登録済み）が、別会社が経営するある旅館（以下「A 旅館」）に宿泊する客を全国各地の集合場所から A 旅館にバスで送り届けるといった内容（旅行の内容は集合場所から A 旅館までの運送のみで A 旅館の宿泊は含まない）の主催旅行を企画すること。

3 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

（見解）

前項記載の行為は、旅客自動車運送事業に該当するものではないことから、これを行っても道路運送法 4 条 1 項に抵触しない。

（根拠）

前項記載の行為は、旅行業法第 2 条 1 項に規定された旅行業に該当するものであり、道路運送法第 3 条規定の一般旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）や、特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の旅客を運送する旅客自動車運送事業）ではない。

4 連絡先

〒 604-0904

京都市中京区河原町通竹屋町西入北側 酒見法律事務所

弁護士 辻 祥子

tel:075-222-0055 fax:075--222-1757

E-mail : sho-corto@gol.com

以上